

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

令和2年4月7日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人 Mielka

(2) 代表者名

徐 東輝

(3) 主たる事務所の所在地

京都市上京区元新在家町175番地4 アベイル11二階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、以下の事項に関する事業を行い、多様な意見や民主的議論を包摂しながら社会が意思決定を行うための土台作りを通して、社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

- ① 次世代を担う若者を主とした不特定多数の社会参画及び政治参画の促進、投票率の向上
- ② 次世代を担う若者のリーダーシップ、思考力、主権者としての主体性等の育成
- ③ 様々な社会問題及び政治課題に関して未来志向の輿論を喚起するために有用な情報の見える化及び発信
- ④ 情報社会に必要なリテラシー向上のための情報発信

2 申請年月日

令和2年3月31日

(文化市民局地域自治推進室)